

人件費等計画書（スライド額算定用）

施設名	久留米市世界のつばき館
団体名称	
代表者名	

収支計画書に記載の人件費のうち、人件費スライド制度の対象となる職員の配置人数及び人件費は、以下のとおりです。

1. 常勤職員相当（賃金の主たる部分を月給計算している職員）

	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	合計
配置人数	人	人	人	人	人	
人件費合計	円	円	円	円	円	円
対象	円	円	円	円	円	円
対象外	円	円	円	円	円	円
人件費種別	対象	(例) 給料、賞与、●●手当、法定福利費				
	対象外	(例) 健康診断費、福利厚生費				

※ 上記人件費には、消費税および地方消費税相当額を含まない。

※ 2年目以降はスライド制度を適用するため、1年目の単価（対象人件費の額÷配置人数）に当該年度の配置人数をかけた額とする。

2. 非常勤職員相当（賃金の主たる部分を時給計算している職員）

	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	合計
配置人数	人	人	人	人	人	
人件費合計	円	円	円	円	円	円
対象	円	円	円	円	円	円
対象外	円	円	円	円	円	円
人件費種別	対象	(例) 給料、賞与、●●手当、法定福利費				
	対象外	(例) 健康診断費、福利厚生費				

※ 上記人件費には、消費税および地方消費税相当額を含まない。

※ 2年目以降はスライド制度を適用するため、1年目の単価（対象人件費の額÷配置人数）に当該年度の配置人数をかけた額とする。

【参考】人件費スライド制度の対象となる人件費

労働基準法第11条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動により影響を受けるもの。

労働基準法

第十一条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

人件費等計画書（スライド額算定用）

施設名	山辺道文化館
団体名称	
代表者名	

収支計画書に記載の人件費のうち、人件費スライド制度の対象となる職員の配置人数及び人件費は、以下のとおりです。

1. 常勤職員相当（賃金の主たる部分を月給計算している職員）

	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	合計
配置人数	人	人	人	人	人	
人件費合計	円	円	円	円	円	円
対象	円	円	円	円	円	円
対象外	円	円	円	円	円	円
人件費種別	対象	(例) 給料、賞与、●●手当、法定福利費				
	対象外	(例) 健康診断費、福利厚生費				

※ 上記人件費には、消費税および地方消費税相当額を含まない。

※ 2年目以降はスライド制度を適用するため、1年目の単価（対象人件費の額÷配置人数）に当該年度の配置人数をかけた額とする。

2. 非常勤職員相当（賃金の主たる部分を時給計算している職員）

	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	合計
配置人数	人	人	人	人	人	
人件費合計	円	円	円	円	円	円
対象	円	円	円	円	円	円
対象外	円	円	円	円	円	円
人件費種別	対象	(例) 給料、賞与、●●手当、法定福利費				
	対象外	(例) 健康診断費、福利厚生費				

※ 上記人件費には、消費税および地方消費税相当額を含まない。

※ 2年目以降はスライド制度を適用するため、1年目の単価（対象人件費の額÷配置人数）に当該年度の配置人数をかけた額とする。

【参考】人件費スライド制度の対象となる人件費

労働基準法第11条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動により影響を受けるもの。

労働基準法

第十一条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

人件費等計画書（スライド額算定用）

施設名	久留米市立草野歴史資料館
団体名称	
代表者名	

収支計画書に記載の人件費のうち、人件費スライド制度の対象となる職員の配置人数及び人件費は、以下のとおりです。

1. 常勤職員相当（賃金の主たる部分を月給計算している職員）

	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	合計
配置人数	人	人	人	人	人	
人件費合計	円	円	円	円	円	円
対象	円	円	円	円	円	円
対象外	円	円	円	円	円	円
人件費種別	対象	(例) 給料、賞与、●●手当、法定福利費				
	対象外	(例) 健康診断費、福利厚生費				

※ 上記人件費には、消費税および地方消費税相当額を含まない。

※ 2年目以降はスライド制度を適用するため、1年目の単価（対象人件費の額÷配置人数）に当該年度の配置人数をかけた額とする。

2. 非常勤職員相当（賃金の主たる部分を時給計算している職員）

	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	合計
配置人数	人	人	人	人	人	
人件費合計	円	円	円	円	円	円
対象	円	円	円	円	円	円
対象外	円	円	円	円	円	円
人件費種別	対象	(例) 給料、賞与、●●手当、法定福利費				
	対象外	(例) 健康診断費、福利厚生費				

※ 上記人件費には、消費税および地方消費税相当額を含まない。

※ 2年目以降はスライド制度を適用するため、1年目の単価（対象人件費の額÷配置人数）に当該年度の配置人数をかけた額とする。

【参考】人件費スライド制度の対象となる人件費

労働基準法第11条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動により影響を受けるもの。

労働基準法

第十一条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。